

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後										
<p>2 岩手郡雫石町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、九戸郡野田村及び二戸郡一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <table border="1" data-bbox="145 618 770 763"> <tr> <td data-bbox="145 618 300 712">第1種区域</td> <td data-bbox="300 618 770 712">第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 712 770 763">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として、次の表の左欄に掲げる町村の区域ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる日現在において、同法の規定により定められている地域をいう。</p> <table border="1" data-bbox="193 1435 770 1485"> <tr> <td data-bbox="193 1435 770 1485">[略]</td> </tr> </table>	第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	[略]		[略]	<p>2 岩手郡雫石町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、九戸郡野田村及び二戸郡一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域</p> <table border="1" data-bbox="831 618 1457 763"> <tr> <td data-bbox="831 618 986 712">第1種区域</td> <td data-bbox="986 618 1457 712">第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>田園住居地域</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 712 1457 763">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として、次の表の左欄に掲げる町村の区域ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる日現在において、同法の規定により定められている地域をいう。</p> <table border="1" data-bbox="879 1435 1457 1485"> <tr> <td data-bbox="879 1435 1457 1485">[略]</td> </tr> </table>	第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 <u>田園住居地域</u>	[略]		[略]
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域										
[略]											
[略]											
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 <u>田園住居地域</u>										
[略]											
[略]											
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>											